

福島県体験の機会の場の認定に係る事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号。以下「法」という。）及び環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則（平成24年文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号。以下「規則」という。）に基づき、福島県内における法第20条第1項に規定する体験の機会の場として提供される土地又は建物の認定（体験の機会の場として提供される土地又は建物の全部が中核市（郡山市及びいわき市）に所在する場合及び他県にわたって所在する場合を除く。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(体験の機会の場の認定)

第2条 福島県内において、法第20条第1項に規定する体験の機会の場として提供される土地又は建物の認定（以下「認定」という。）を受けようとする者（事業者、個人及びこれらの者の組織する民間の団体（以下「個人、民間団体等」という。）に限る。）は、次に掲げる書類を添付し、規則様式第7号により、知事に申請するものとする。なお、申請書の提出部数は、正本1部及びその写し1部とする。

(1) 申請者が個人である場合は、その住民票の写し（発行日から6か月以内のもの。）
 (2) 申請者が法人その他の団体である場合は、その定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書（発行日から6か月以内のもの。）又はこれらに準ずるもの

(3) 申請者が法第20条第4項各号の規定に該当しないことを説明した書面（様式第1号）

(4) 直近の三事業年度の各事業年度における認定の申請に係る体験の機会の場で行った事業の実績を記載した書類（様式第2号）

(5) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書（様式第3号）並びに収支予算書（様式第4号）

(6) 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置（当該事業に係る土地又は建物の管理に関する事項を含む。）について記載した書類（様式第5号及び様式第6号）

(7) 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業について知識及び経験を有する者の確保の状況その他の業務の実施体制について記載した書類（様式第7号）

(8) 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加に要する費用の額及び当該事業の参加定員に関する事項を記載した書類（様式第3号）

(9) 認定の申請に係る土地又は建物の位置を示す地図及び当該土地若しくは建物の登記事項証明書（発行日から6か月以内のもの。）又はこれに準ずるもの

(10) 認定の申請に係る体験の機会の場において環境保全の意欲の増進に関する事業を実施することについての当該事業の実施者の同意書（様式第8号）

(11) 福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）を遵守する旨を記載した誓約書（様式第9号）

(12) その他参考となるべき事項を記載した書類

2 知事は、認定をしようとするときは、あらかじめ福島県環境審議会からの意見を聴取するものとする。

(認定等の通知)

第3条 知事は、認定をした場合においては、法第20条第6項の規定に基づき、様式第10号により、その旨を申請者に通知するものとする。

2 知事は、認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の内容等が法第20条第1項各号に掲げる要件に適合しないと認める場合においては、法第20条第7項の規定に基づき、様式第11号により、その理由を示して、その旨を申請者に通知するものとする。

(認定の変更等の届出)

第4条 認定を受けた体験の機会の場を提供する個人、民間団体等（以下「認定民間団体等」という。）は、法第20条第3項各号に掲げる事項を変更したときは、同条第8項の規定に基づき、変更事項に係る第2条第1項に掲げる書類を添付して、規則様式第8号により、その旨を知事に届出するものとする。なお、届出書の提出部数は、正本1部とする。

2 認定民間団体等は、認定を受けた体験の機会の場の提供を行わなくなったときは、法第20条第8項の規定に基づき、規則様式第9号により、その旨を知事に届出するものとする。

のとする。なお、届出書の提出部数は、正本1部とする。

3 前2項の届出は、当該変更のあった日又は提供を行わなくなった日から30日以内に届けるものとする。

(認定の有効期間の更新)

第5条 認定民間団体等は、有効期間の更新を受けようとする場合には、法第20条の第2項の規定に基づき、第2条第1項に掲げる書類を添付し、規則様式第10により、有効期間が満了する日の30日前までに知事に申請するものとする。なお、申請書の提出部数は、正本1部とする。

(認定を受けた体験の機会に係る周知等)

第6条 知事は、認定をしたときは、法第20条の3第1項の規定に基づき、県のホームページ等の利用により、法第20条第3項各号に掲げる事項について周知するものとする。

(状況報告)

第7条 認定民間団体等は、法第20条の4第1項の規定に基づき、次に掲げる事項を記載した書類を添付し、様式第12号により、その運営の状況を知事に報告するものとする。なお、報告書の提出部数は、正本1部とする。

(1) 前年度における認定に係る体験の機会の場合で行う事業の実施の状況(様式第13号)

(2) 前号の事業に係る収支決算(様式第13号)

2 規則第12条第1項の知事が定める日は、翌年度の6月末日とし、規則第12条第2項の知事が定める期間は、当該事業の実施状況等を勘案して知事が決定するものとする。

(認定の取消し)

第8条 知事は、法第20条の6第1項の規定に基づき認定を取り消したときは、法第20条の6第2項の規定に基づき、様式第14号により、その旨を当該認定の取消しを受けた者に通知するものとする。

(庶務)

第9条 この要綱に関する事務は、生活環境部生活環境総務課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月5日から施行する。

様式第4号 (第2条関係)

年度収支予算書

収入(※1)		支出(※2)	
項目	金額(円)	項目	金額(円)
合計①		合計②	

①>②の場合の剰余金の使途について(※3)	
-----------------------	--

備考

- ※1には、参加費等による収入、助成金等を記載すること。また、事業主からの持ち出し金があれば、それについても記載すること。
- ※2には、講師謝金、場所代、人件費、事務費等、本事業を実施するためにかかる費用を記載すること。
- ※3には、収入が支出を上回った場合の使途について記載すること。例えば、「次年度の事業への繰越し」、「〇〇購入のために積み立てる」などと記載する。①=②及び①<②の場合は、記載不要。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第5号 (第2条関係)

参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置

区分	内容
安全管理責任者(職・氏名)	
安全管理体制の概要	<p><緊急時の対応方法></p>
計画、マニュアル等の策定状況	あり・なし (※なしの場合、今後の策定予定(策定期間・内容等))
危険箇所の有無	なし・あり (※ありの場合、具体的な箇所)
危険箇所の表示	あり・なし (※なしの場合、その理由)
危険箇所がある場合の安全対策	
スタッフへの事前安全講習の実施状況	
参加者への事前安全説明の実施状況	
事故発生時の対応	<p><保険の加入状況></p> <p>あり・なし (※今後の予定)</p>

備考

- 安全管理に係る計画・マニュアル等を作成している場合は、写しを添付すること。
- 危険箇所がある場合は、危険箇所の図面及び表示内容が分かる写真を添付すること。
- 事故発生時に備えて保険等に加入している場合は、証書の写しを添付すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第6号 (第2条関係)

土地・建物の管理状況

区分	内容
土地・建物の保守点検	保守点検実施状況(※)
	危険箇所がある場合の危険回避のための措置状況
附属設備の安全対策	
その他土地・建物等の管理	

備考

- 土地・建物の保守・点検管理に係る書面、直近の消防署による立入検査の結果通知の写し等を添付すること。(※)
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第7号 (第2条関係)

知識及び経験を有する者の確保状況及び業務の実施体制

◎従事者に関する事項

番号	体験の機会で行う事業に従事する者の氏名	役割	知識及び経験に関する説明(※1)	経験等の有無(※2)	指導方法(※3)

備考

- ※1には、体験の機会の中で行う事業に関係する経験や学歴等を※2の分類の根拠が分かるように記載すること。支援事業と無関係の学歴、職歴、経歴は記載不要。
- ※2には、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則第8条第1項第6号の「設定の申請に係る体験の機会の中で行う事業に3年以上従事した経験を有する者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者」に該当するかどうか、以下の分類で記載すること。

- ◎ 施行規則第8条第1項第6号に規定する者の場合
 - 施行規則第8条第1項第6号に規定する「これと同等以上の知識及び技能を有する者」に該当する場合
 - × ◎及び○以外の者の場合
- ※3には、※2が「×」の場合、施行規則第8条第1項第6号の「指導の下に適切に行われるもの」に相当する指導の方法を記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

福島県暴力団排除条例に係る誓約書

年 月 日

福島県知事

申請者

氏名

住所

印

申請者は(※)、下記について誓約します。

記

- 1 福島県暴力団排除条例(平成23年福島県条例第51号。以下「条例」という。)を遵守すること
- 2 条例第2条第1号に規定する暴力団又は第2号に規定する暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと

備考

- 1 ※の「申請者」は、「私」は、「当財団」、「当団体」、「当社は」等と記載する。
- 2 申請者が法人その他の団体にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 3 氏名(法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名)を記載し、押印することによって、本人(法人その他の団体にあつては、その代表者)が署名することができる。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

同意書

年 月 日

〇〇〇〇 (申請者) 様

下記のとおり、認定の申請に係る体験の機会の場において環境保全の意欲の増進に関する事業を実施することについて同意します。

体験の機会の場の名称及び所在地	
体験の機会の場で行う事業の内容	
体験の機会の場で行う事業の対象となる者の範囲	
体験の機会の場で行う事業のために当該体験の機会の場を提供する期間	年 月 日から 年 月 日まで

事業実施者

氏名

住所

印

備考

- 1 事業実施者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第10号(第3条関係)

福島県指令 第 号

住 所
氏 名

年 月 日付けで、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(以下「法」という。)第20条第3項に基づき申請のあった体験の機会の場については、次のとおり認定します。

年 月 日

福島県知事

印

1 体験の機会の場の名称及び所在地

2 認定の有効期間
年 月 日から 年 月 日まで

3 運営の状況の報告
法第20条の4第1項の規定に基づき、毎年、その運営の状況を翌年度の 月 日までに報告すること。

様式第11号(第3条関係)

福島県指令 第 号

住 所
氏 名

年 月 日付けで、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第3項に基づき申請のあった体験の機会の場の認定については、同条第7項の規定により、次のとおり認定要件に適合しないことを通知します。

年 月 日

福島県知事

印

1 体験の機会の場の名称及び所在地

2 理由

(教示)

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福島県知事に異議申立てをすることができます(なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

体験の機会の場認定事業 実施状況報告書
 (1) 前年度における認定に係る体験の機会の場で行う事業の実施の状況

体験の機会の場の名称				
事業名	実施時期	参加人数	場所	事業の内容
事業の実施状況 (前年度)				
事業の成果等				
その他				

体験の機会の場認定事業 実施状況報告書

年 月 日

福島県知事

申請者 氏名 印
 住所

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第 20 条の 4 第 1 項の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

1 体験の機会の場の名称及び所在地

2 認定事業の実施期間

3 添付書類

(1) 前年度における認定に係る体験の機会の場で行う事業の実施の状況 (様式第 13 号)

(2) (1)に係る収支決算 (様式第 13 号)

備考

- 申請者が法人その他の団体にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 氏名 (法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名) を記載し、押印することによって、本人 (法人その他の団体にあつては、その代表者) が署名することができる。
- 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

(2) (1)の事業に係る収支決算

【収入】

科目	予算額	決算額	比較増減	備考
計				

【支出】

科目	予算額	決算額	比較増減	備考
計				

備考

- 各欄は必要に応じて適宜大きさを变更后差支えないこと。
- 事業内容の分かる写真、パンフレット、チラシ等関係資料を添付すること。
- 収支決算についてはなるべく具体的に記述し、必要に応じて詳細の分かる資料を添付すること。
- 様式の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

福島県指令 第 号

住所
氏名

年 月 日 付けで認定した体験の機会の場について、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第 20 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり認定を取り消したので通知します。

年 月 日

福島県知事 印

1 体験の機会の場の名称及び所在地

2 取消日 年 月 日

3 取消しの理由

(教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、福島県知事に異議申立てをすることができます。(なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)